

Just Fit Times

ジャストフィットタイムズ

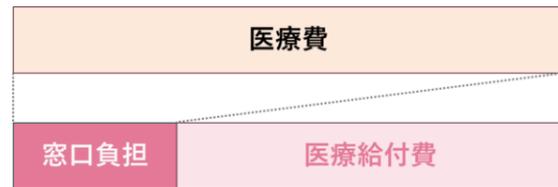
今話題の高額療養費制度って何？

高額療養費制度は、医療費が高額になる患者に対して、経済的な負担を軽減するために設けられた制度です。この制度にメスが入り、負担の上限額が引き上げられることが議論され、ニュース等で話題となっています。

今回は、改めて高額療養費制度について触れ、その仕組みと手続きについて、わかりやすく解説します。

高額療養費制度の概要

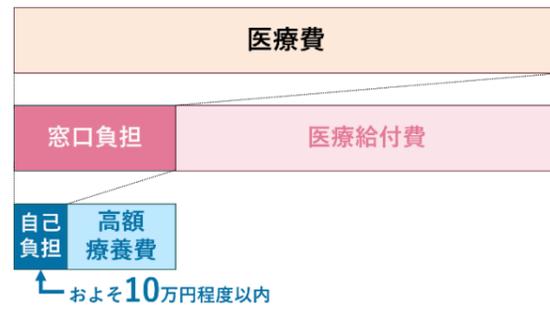
高額療養費制度とは、1か月の医療費が一定額を超えた場合に、その超過分を後から払い戻すことで、患者の自己負担額を抑えることができる制度です。



原則 3割負担

通常、医療機関に保険証を提示すれば、窓口で負担する医療費は（原則として）3割というのはご存知だと思います。しかし、手術や長期入院などで医療費が多額になったとしたら、3割の負担であってもなお、多額の医療費がかか

り、家計を圧迫してしまう可能性があります。そうなれば、必要な治療を受けることをためらう人も出てくるかもしれません。



そこで、高額療養費制度が登場します。3割負担であっても医療費が高額である場合、高額療養費によって自己負担額がさらに軽減されます。その自己負担限度額は、年齢や所得によって異なりますが、およそ10万円程度以内となることが一般的です。

この制度により、安心して医療を受けることができます。

高額療養費制度の自己負担額

高額療養費制度の自己負担額は、所得状況等によって異なります。現役世代の方は、以下の表^{※1}に記載された所得区分によって、上限額が変わります。



ジャストフィットタイムズとは

津具屋グループの従業員が使える新たな福利厚生制度「相談サービス -Just Fit Consulting-」の運営会社（フューチャー・ラボ）が不定期に発行するニュースレターです。福利厚生の一環として、法改正や時事ニュース、おトクな税制優遇制度のご紹介など、みなさまの暮らしに「Just Fit」で役立つ情報を提供いたします。
こんな情報が知りたい、などのご要望があれば、お気軽にご連絡ください。

福利厚生制度に関する詳細は、下記 QR コードからご覧ください。



所得区分	1ヶ月の自己負担上限金額
標準報酬月額83万円以上の人	252,600円 + (総医療費-842,000円)×1% 多数該当の場合 140,100円
標準報酬月額53～79万円の人	167,400円 + (総医療費-558,000円)×1% 多数該当の場合 93,000円
標準報酬月額28～50万円の人	80,100円 + (総医療費-267,000円)×1% 多数該当の場合 44,400円
標準報酬月額26万円以下の人	57,600円 多数該当の場合 44,400円
住民税非課税の人	35,400円 多数該当の場合 24,600円

高額療養費制度の手続き方法

手続き方法は、以下のステップで行います。

1. 事前に「限度額適用認定証」を取得する

高額療養費制度を利用するためには、あらかじめ「限度額適用認定証」を取得しておくことが必要です。この認定証は、協会けんぽなどの公的医療保険に申請します。

または、マイナ保険証をお使いであれば、オンライン資格確認を導入している医療機関の窓口でマイナ保険証を提出し、「限度額情報の表示」に同意をするというやり方もあります。

2. 医療機関で「認定証」を提示する

医療機関で診療を受ける際に、窓口で「限度額適用認定証」と保険証を提示します。

先述のマイナ保険証を利用するやり方であれば、この「認定証」提示は不要です。

これにより、最初から窓口でのお支払いは自己負担限度額までとなり、経済的な負担を軽減することができます。

まとめ

高額療養費制度は、医療費が高額になった場合でも、経済的な負担を軽減するための重要な制度です。必要な手続きを行うことで、安心して医療を受けることができます。一方で、留意点もありますので、制度をご利用になる際は、事前に制度についてお調べになることをおすすめします。

福利厚生制度「相談サービス」では、高額療養費制度に関する情報提供や、その他のおトクな制度のご紹介なども可能です。

専任コンサルタントが状況に応じてご案内いたしますので、より詳しい情報提供や、その他の制度の紹介を希望されるようでしたら、お気軽にご相談ください。

※1 ウェブサイト「知っておきたい！高額療養費制度を詳しく解説 (https://fp-moneydoctor.com/news/knowledge/high_medical_expenses_system/)」(マネードクター)より